

# 令和8年度 西指宿中学校生徒心得

指宿市立西指宿中学校生徒指導部

この心得は、西指宿中学校の全校生徒が気持ちよく学校生活を送り、立派な社会人になるための基盤を築くために守らなければならないきまりや考えなければならない事柄をまとめたものです。学校は、学習や運動等を通して心身を鍛錬する場であるので、ファッション等にとられることのないように以下のことを基本としましょう。

## 1 学校生活におけるきまり

### (1) 登校・下校

- ① 通学路は、決められた（届け出た）通学路で登下校する。買い食いや寄り道はしない。
- ② 登校は、8時05分、下校は16時45分までとする。ただし、部活動や先生の指示で居残る場合は、指示された時刻までとし、部活動以外で、必要により居残る際は、関係の先生方の許可を受ける。
- ③ 登校後は、外出をしない。
- ④ 登校したら、窓を開け、下校の際は戸締まりをする。

### (2) 欠席・遅刻・早退・欠課等

- ① 遅刻や早退、欠席のときは、必ず保護者が学校に連絡をする。
- ② 保健室や相談室等の利用で授業に出席できない場合は、担任及び教科担任の先生に申し出て許可を受ける。
- ③ 忌引きの日数は次のように定める。  
父母（7日以内） 祖父母・兄弟姉妹（3日以内） 曾祖父母、伯叔父母等（1日）

### (3) 授業時間

- ① 始業の3分前には入室、チャイム黙想をし、直ちに学習が出来るように、先生を待つ。入室が遅れたときはその理由を先生に届ける。
- ② 始業時刻を過ぎても、先生が来られないときは、係の生徒は直ちにその先生に連絡をとり、自習の時は静かに学習し、勝手に座席から離れない。また他教室の迷惑にならないように心掛ける。

### (4) 清掃時間

- ① 基本的には、体育服に着替えて、窓を開けて清掃をする。先生から特別な指示がある場合はそれに従う。
- ② 清掃用具は正しく使用し、後始末をきちんとする。
- ③ 紙くず、危険物に気づいたらすぐに拾うように心がける。
- ④ 「無言作業」を励行し、時間一杯取り組むよう心がける。

### (5) 校内における風紀

- ① 廊下は右側を通行し、走ったり、暴れたり遊んだりしない。
- ② 教室移動は、静かに敏速にする。
- ③ 校長室、職員室等に入る時は、「〇年〇組の〇〇です。〇〇先生に用事があって来ました。入ってもいいですか」と言って許可を得てから入る。
- ④ 校内で金品を拾得した、また紛失したときは直ちに担任の先生に届ける。
- ⑤ 校内放送の合図があったら静かに聞き取るようにする。
- ⑥ 校長室、職員室前の廊下は静かに通行する。
- ⑦ 校内では、安全に気を付けて生活する。特に、窓ガラス周辺で暴れたり遊んだりしない。

### (6) 礼儀

- ① 来客や先生方、友達に、その場に応じたあいさつや会釈をする。
- ② 時と場に応じて正しい言葉遣いをする。
- ③ 先手あいさつ、語先後礼を心掛ける。

## 7) 公共物の使用

- ① 公共物は丁寧に取り扱い、破損したり、汚したりしないように注意し、紛失、破損した場合は、直ちに担任の先生に申し出る。事由によっては、弁償の責任を負う。
- ② 教室や総合教室、カバン棚には、 unnecessaryなものを入れず、常に整理整頓する。

## 8) 所持品

- ① 自分の持ち物には、必ず記名する。
- ② 身分証明書はいつも所持し、提示できるようにする。
- ③ 学習に unnecessaryな物や危険な刃物（カッター等）金銭は学校に持ってこないようにする。
- ④ 物品を紛失したり、物品の盗難にあったりした場合は、ただちに担任の先生へ報告する。
- ⑤ 金銭や物品の貸し借りは禁止とする。
- ⑥ 制汗シート・ハンドクリーム・リップクリーム・日焼け止めクリームは、無香料のものに限り、使用を認める。生徒同士での貸し借りはせず、ごみ等は各自で持ち帰り処分する。
- ⑦ 冬季（冬服着用期間）においては、カイロの使用を認めるが、ごみは持ち帰り自宅で処分する。

## 2 校外生活

- (1) 校外においても、西指宿中学校生としての自覚と誇りをもって行動する。
- (2) 外出の際は、保護者に行き先、用件、帰宅時間等を伝えてから出かける。
- (3) 夜間の外出及び外泊はしない。なお、保護者同伴で外出する際は、21時までとする。
- (4) 宿泊を伴うレクリエーション（キャンプ他）は、必ず保護者同伴とする。

## 3 自転車通学におけるきまり

- (1) 自転車通学は、希望する生徒全員に許可する。ただし、保険に必ず加入すること。
- (2) 自転車通学を希望する場合は、「自転車通学許可願い」を学校へ提出する。
- (3) 自転車通学生は、必ず反射タスキ及びヘルメットを着用する。
- (4) 安全のため、校内では乗車せず、押して通行する。
- (5) 通学用自転車については、以下の仕様とする。
  - ① 色  
ア 原則、白、黒、紺、シルバーとするが、特別な事情がある場合はこの限りではない。
  - ② 装備  
ア ハンドルは、セミアップハンドルもしくはフラットハンドルとする。  
イ ベル及び反射板を必ず装着し、スタンドは両足スタンドとする。  
ウ ギヤ装置は、ハンドルに切り替えのついたもので、内装式のものとする。  
エ ライトは自動点灯式（夜間の事故防止のため）とする。
- (6) 自転車は、指定された場所に整理して置き、盗難防止のためロックをかける。
- (7) 生命にかかわる危険があるため、他人の自転車に絶対にいたずらをしない。
- (8) 以下の行為を禁止する。なお、該当行為があった場合は、厳しい指導を受けることとする。
  - ① 交通法規違反  
信号無視及び一時停止無視、車道逆走や歩道での危険な運転、無灯火運転及び傘さし運転、二人乗り運転、走行中における携帯電話・スマートフォン操作、イヤホンやヘッドホンの使用
  - ② スピードの出しすぎや片手運転、手放し運転、蛇行運転、並進等の危険な運転
  - ③ 反射タスキ及びヘルメット（あごひもも含む）の未着用時の乗車
  - ④ 規定外の自転車及び整備不良の自転車の使用
  - ⑤ 届け出た通学路以外の経路による登下校

# 服 装 規 定

- 1 中学生らしい清潔感のある身だしなみを心がける。
- 2 学校生活では、指定の制服を着用する。制服の購入は、学校で定めた取扱店で購入する。
- 3 制服の移行時期は設定しない。各自の体調などに合わせて制服を選択する。

	学生服	セーラー服
冬服	ア 学校指定の学生服（上下）、長袖カッターシャツ（白） イ 学校指定のブレザー、スラックス、長袖シャツ ※北指宿中学校と同じ仕様のもの ウ 上項の「イ」については、令和7年度以降の入学生のみ適用する。	ア 学校指定の学生服（上下）、学生服（上）及び学校指定のスラックス イ 学校指定のブレザー、スカートもしくはスラックス、長袖シャツ ※北指宿中学校と同じ仕様のもの ※上項の「イ」については、令和7年度以降の新入生のみ適用する。
中間服	ア 学校指定の学生服（下）及び長袖カッターシャツ（白） イ 学校指定のスラックス及び長袖シャツ ※北指宿中学校と同じ仕様のもの ウ 上項の「イ」については、令和7年度以降の入学生のみ適用する。	ア 学校指定のジャンパースカート、丸襟長袖ブラウス（白） イ 学校指定のスカートもしくはスラックス、長袖シャツ ※北指宿中学校と同じ仕様のもの ウ 上項の「イ」については、令和7年度以降の入学生のみ適用する。
夏服	ア 学校指定の学生服（下）及び半袖開襟シャツ（白） イ 学校指定の夏スラックス及びポロシャツ ※北指宿中学校と同じ仕様のもの ウ 上項の「イ」については、令和7年度以降の入学生のみ適用する。	ア 学校指定の夏学生服（上下）もしくは夏学生服（上）及び学校指定のスラックス イ 学校指定の夏スラックスもしくは夏スカート、ポロシャツ ※北指宿中学校と同じ仕様のもの ウ 上項の「イ」については、令和7年度以降の入学生のみ適用する。
その他	ア 学生服のベルトの色は黒とし、バックルが派手なものは使用しない。 イ セーラー服のベルトは、学校指定の学生服についているものとする。 ウ ネクタイやスカート丈を短くしない。スカート丈はひざが隠れる程度の長さとする。 エ 丸襟長袖ブラウスを着用する際は、必ずリボンを付ける。	

## 4 男女共通の決まり

### (1) 靴

- ① 通学に使用する靴は、学校の体育の授業で使用できるもので、白の紐つき運動靴とする。
- ② 上履き（スリッパ）・体育館シューズは、学校指定のものを使用する。
- ③ 自分の物には、必ず記名する。また、落書き等はしない。

### (2) 靴下

- ① 白、黒、紺のもの（ワンロゴ可）とする。※ ワンポイントの色は特に限定せず、スポーツメーカーのマークのみであれば許可する。文字が入っているものや折り曲げてマークが見えるものは禁止とする。
- ② 靴下の長さはくるぶしが隠れる程度のものとし、スニーカーソックスやルーズソックスの着用は禁止とする。

### (4) インナー

- ① 制服や体育服からはみ出さないように着用する。
- ② 色は白・ベージュ・灰・紺・黒の無地のものを使用する。

### (5) 厳寒期（12月～3月）は、登下校時のジャンパーやウィンドブレーカー、トレーナー類、手袋、マフラー、ネックウォーマー、黒色のタイツ（女子）の着用を許可する。ただし、手袋やマフラー、ネックウォーマーについては、校内における着用は認めない。詳細は、別紙「防寒着規定」を確認する。

### (6) 衛生面の配慮や熱中症防止、自転車通学時の怪我防止等のため、登下校時の体操服及びジャージの着用を許可する。

## 5 容儀

(1) 頭髪については、男女とも清潔感があり、「誰が見ても中学生らしい自然な髪型」とする。

### ① 男子の頭髪について

- ・ 襟や目、耳にかからない長さを基本とする。
- ・ 高校入試や就職試験など受験の際に社会通念上ふさわしくない髪型にはしない。
- ・ 切り込みや、極端な段差、左右の長さを変えるなど奇抜な髪型にはしない。

### ② 女子の頭髪について

- ・ 長さは、目や肩にかからない程度を基本とする。
- ・ 肩より長くするときは、耳より下で結ぶ。(1つ結び、2つ結び、3つ編み可)
- ・ 編み込みは許可しない。

※ 3つ編み … 3本の毛束を交互に編んで作る。

編み込み … 髪を頭皮に沿って編み込み、密に列を作ったり、髪をいくつかのブロックに分けて、それぞれを編んでいったりして作る。

- ・ 髪ゴムの色は、黒・紺・茶とする。
- ・ ピンの数は最小限度にとどめ、おやみに多く使用しない。また、ヘアバンドやリボンは使用しない。

### ③ 禁止事項について

- ・ パーマ(ストレートパーマを含む)や染色、脱色については禁止とする。
- ・ 頭髪の一部が極端に目立つ髪型は禁止とする。
- ・ 整髪料の使用は禁止とする。

## (2) かばん

① 通学かばん及び補助かばんは、学校指定のものを使用する。

② 通学かばん及び補助かばんにつけるキーホルダーは1個までとする。大きさについては、こぶしの大きさ程度までのものとする。

## (3) 授業時の服装について

① 授業は、基本的に制服を着用して受ける。

② 特別な事情により、制服が着用できない場合(破損、汚染等)は担任や教科担の先生に相談する。

③ 式典や講師の方を招いての講話等の行事の際は、必ず制服で参加する。

④ 厳寒期は空調の使用やインナーを工夫する等の対応をする。

## 6 その他

- ・ ネームは決められた場所に正しく付ける。(登下校時に着脱)

一人ひとりが当たり前に規則を守る意識をもち、西指宿中学校最後の1年を素晴らしい形で締めくくりにしましょう。